

議案第12号

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

結核休養を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

職員の結核休養に関する条例を廃止する条例

職員の結核休養に関する条例（昭和30年葛飾区条例第14号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に廃止前の職員の結核休養に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により休養中の職員（旧条例別表に規定する普通休養期間に係るものに限る。）については、当該職員に適用されている普通休養期間から当該職員が既に休養した期間を控除した期間内に限り、なお従前の例による。この項前段の規定の適用を受けたことにより当該休養に引き続いて休養中の職員についても同様とする。

(葛飾区職員定数条例の一部改正)

3 葛飾区職員定数条例（昭和50年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、結核休養」を削り、同条第3項中「、公務災害休業及び結核休養」を「及び公務災害休業」に改める。

(葛飾区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

4 付則第2項の規定によりこの条例の施行の日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員に係る定数の取扱いについては、前項の規定による改正後の葛飾区職員定数条例第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。